

# 雪による事故の防止

## 慣れた雪かき 危険がいっぱい



- 早めの氷雪下ろしを  
例年、屋根からの氷雪の落下により、下敷きになるなどの事故が発生しています。  
氷雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。  
また、氷雪は早めに下ろして、落氷雪による事故を防ぎましょう。
- 雪下ろし作業は複数で行い安全確保  
例年、屋根の雪下ろし中に、ハシゴや屋根から転落する事故も発生しています。  
作業をするときは、補助を置くなど複数で行うとともに、転落防止や万一のときに備え、万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。
- 除雪機に注意  
例年、除雪機による除雪作業中に、衣類を巻き込んだり、下敷きになるなどの事故も発生しています。  
除雪作業時は、作業に適した服装を着用し、エンジンを掛けたまま雪詰を取り除くなどの作業は絶対にやめましょう



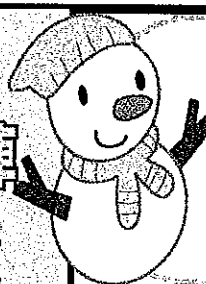
# 丘珠交番

# だより



札幌方面東警察署  
704-0110  
丘珠交番  
781-6215  
作成者  
高村 彰吾

## 違法・迷惑駐車防止 夕ダセツタイ みんなが困る 迷惑駐車



- 道路を狭くして通行の妨害になります。
- 交差点付近での事故の原因となります。
- 緊急車両の活動を妨げます
- 歩行者事故などの原因になります。
- 除排雪作業の障害となります。



駐車禁止

### 1月17日は 「防災とボランティアの日」

### 1月15日～21日は 「防災とボランティア週間」

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが駆けつけ、様々な活動を実施しましたが、このことが被災地の復旧に向けた大きな力となったことから、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されるようになりました。

これを契機として、国民の皆さんが災害時におけるボランティア活動や地域の自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えの強化を図ることを目的に「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が創設されました。

## 不法投棄は犯罪です

- ゴミ収集場所や道路・個人の所有する土地等に無断で廃棄物を捨てる不法投棄に該当する可能性があります。
- 不法投棄は環境犯罪であり、厳しく処罰されます。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を不法投棄すると5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金が科せられます。
- 廃棄物は適正に処理して下さい。

